

平成 24 年度 第 177 回 教育研究審議会議事要録

日 時 平成 25 年 2 月 5 日（火）13：30～14：50

場 所 北方キャンパス本館 E701 会議室

出席者 近藤学長、岡本副学長、梶原副学長、木原副学長、井村事務局長、伊藤外国語学部長、吉田経済学部長、松尾文学部長、山本法学部長、伊野地域創生学群長、龍国際環境工学部長、横山社会システム研究科長、王マネジメント研究科長、田部井学生部長、田村大教務部長、古賀都市政策研究所長、八百図書館長、漆原基盤教育センター長、柳井入試広報センター長、隈本情報総合センター長、上江洲地域貢献室副室長、廣渡評価室副室長

- 配布資料
- 1 教員採用選考報告書・教員採用申請書（基盤教育センター）
 - 2 平成 25 年 4 月 1 日付昇任候補者及び選考委員
 - 3 平成 25 年度教育研究審議会委員名簿
 - 4 学則改正について
 - 5 大学院学則等の改正について
 - 6-1 学部規程の改正について
 - 6-2 基盤教育科目・各学科科目表
 - 6-3 研究科規程の改正について
 - 6-4 法学研究科・国際環境工学研究科科目表
 - 7 不正行為取扱規程の改正について
 - 8 平成 24 年度北方キャンパスにおける教員評価制度改正案
 - 9-1 平成 25 年度計画（素案）について
 - 9-2 所管組織一覧表
 - 10 改正労働契約法に係る検討委員会について
 - 11 北九州市立大学教員海外出張・研修報告書

第 1 号 特任教員の選考について

* 資料1のとおり、基盤教育センターのグローバル人材育成推進事業担当の特任教員採用人事について、選考委員会から適切な資格条件を持った候補者の選定に至らなかった旨を報告。また、同採用人事について引き続き行うことを提案。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

（議案承認の後、選考委員会を設置）

第 2 号 昇任選考委員会の設置について

* 資料2のとおり、教授・准教授の昇任候補者及び昇任選考委員会の設置について提案。

- 第175回教育研究審議会（平成25年1月8日開催）で承認された「平成25年4月1日付け昇任人事に関する方針」に基づき、昇任候補者を決定したため、昇任選考委員会を設置する。
- 3月5日の教育研究審議会で、昇任選考委員会からの選考結果報告及び昇任選考を行う。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

第 3 号 平成 25 年度教育研究審議会の構成について

* 資料3のとおり、平成25年度教育研究審議会の構成について提案。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

第4号 学則の改正について

* 資料4のとおり、学則の一部改正について提案。

- 教職課程及び在学期間に関する規定の一部を改正するものである。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

第5号 大学院学則等の改正について

* 資料5のとおり、大学院学則等の改正について提案。

- 大学院学則については、大学院担当教員資格、成績評価基準、早期修了制度に関する規定の一部を改正するものである。また、学校教育法等改正時に改正されていなかった部分についても改正を行う。
- 加えて、大学院学則改正に伴い、大学院研究科委員会規程、大学院担当教員資格要件審査規程、客員教員に関する規程の一部を改正する。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

第6号 学部・研究科規程の改正について

* 資料6-1、6-2のとおり、学部規程の改正について提案。

- 平成25年度からの新カリキュラムの実施等に伴い、規定の一部を改正するものである。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

* 資料6-3、6-4のとおり、研究科規程の改正について提案。

- 大学院学則の改正及び平成25年度からの新カリキュラム実施に伴い、規定の一部を改正するものである。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

第7号 不正行為取扱規程の改正について

* 資料7のとおり、不正行為取扱規程の改正について提案。

- 不正行為に対する抑止力を高め、不正行為の防止を強化するための改正である。平成25年度から、不正行為を行った学生の当該学期のすべての受講申告科目の成績評価を不可とする。ただし、国際環境工学部については、一部の実験、実習科目を除く。
- 平成25年度から実施するため、学生への周知を徹底していく。各教員からも学生への周知・指導をお願いしたい。
- 改正後の第3条では、北方キャンパスとひびきのキャンパスで項を別に立てて定めている。不正行為に対する取扱いは大学として決定したものであるため、ひびきの取扱いは但し書きとした方がよい。
- 用語として「キャンパスの学生」は不適切ではないか。「学部名」を用いるべきである。
- 改正後の第3条については、但し書きを加え、2つの項を1つにまとめて規定することとする。また、用語についても「キャンパス」ではなく、「学部名」を用いることとする。
- 補足であるが、レポートの不正行為をテーマにしたFD研修を平成25年度に予定しているので、是非参加してもらいたい。

【議長】一部修正のうえ、提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

第8号 教員評価制度の改正について

* 資料8のとおり、教員評価制度の改正について提案。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

第9号 平成25年度計画（素案）について

* 資料9-1、9-2のとおり、平成25年度計画（素案）について提案。

- 平成25年度計画（素案）について、記載内容を確認のうえ、意見があれば2月19日（火）までに経営企画課へ提出してもらいたい。意見を集約後、3月5日の教育研究審議会での審議を経て、3月18日の経営審議会・役員会で最終決定を行う予定である。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

報告

- ① 改正労働契約法に係る検討委員会の設置について、資料10のとおり報告があった。
- ② 教員の海外出張について、資料11のとおり報告があった。
- ③ 次回の審議会を2月19日（火）に開催する予定である旨、報告があった。